

●香川県告示第50号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、事業系一般廃棄物実態調査を次のとおり実施する。

平成24年2月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

事業系一般廃棄物実態調査

(2) 目的

香川県内の事業所から排出される事業系一般廃棄物の種類及び量並びにこれらの処理等の実態を把握する。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県下全域

(2) 属性的範囲

平成21年経済センサス基礎調査を実施した県内の事業所

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

事業所概要、廃棄物の処理方法、廃棄物の減量化及びリサイクルの取組状況、廃棄物の処理に関する今後の方策及び意向

(2) 基準となる期日

調査票記入日現在

4 報告を求める者

(1) 数

2,500事業所（母集団数53,880事業所）

(2) 選定の方法

平成21年経済センサス基礎調査を実施した県内の事業所を業種及び従業者規模により区分し、各区分ごとに抽出する。

5 報告を求めるために用いる方法

調査委託会社（株式会社サーベイリサーチセンター）が郵便により調査票を配布し、回収する。

6 報告を求める期間

平成24年2月上旬から同月17日まで